

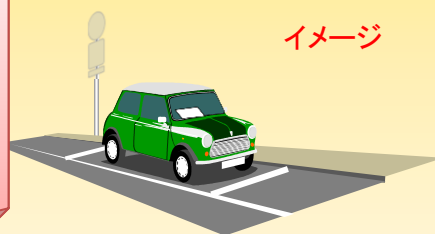
高齢運転者等専用駐車区間制度

高齢運転者等専用駐車区間制度とは・・・

道路上に設けられた高齢運転者等専用駐車区間に、高齢運転者等が運転し、標章を掲示した普通自動車(軽四を含む。)のみが駐車できる制度です。

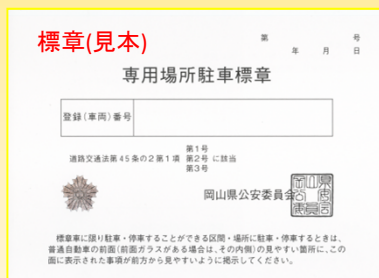
高齢運転者等とは？

- 年齢70歳以上の方
 - 障害者マーク・聴覚障害者マークの対象の方
 - 妊婦と産後8週間以内の方
- です。



駐車するためには・・・

- 1 高齢運転者等が管轄警察署に申請し、標章の交付を受ける必要があります。
- 2 高齢運転者等は、標章を普通自動車の前面の見やすい箇所に掲示することにより、高齢運転者等専用駐車区間に駐車することができます。



標章の申請に必要なものは？

- 自動車運転免許証
 - 自動車検査証の写し
 - 妊産婦の方は母子健康手帳等
- です。

駐車できる場所は・・・

道路上において、

- 「駐車可(標章車専用)」
- 「時間制限駐車区間(標章車専用)」

の標識が設置されている場所です。

県内の専用駐車区間は、裏面のとおりです。

※ この場所に標章車以外の車が駐車した場合、駐車違反になります。



〔駐車可(標章車専用)〕

〔時間制限駐車区間
(標章車専用)〕

※他にも補助標識が附置されることがあります。

岡山県内の高齢運転者等専用駐車区間

令和7年2月1日現在、県内5か所に設置

津山市役所東庁舎前



※ 8時～18時、表示線内に限る。

日笠郵便局前



※ 9時～18時、表示線内に限る。

笠岡市老人福祉センター前

7台駐車可



※ 8時～18時、表示線内に限る。

西ふれあいセンター前

2台駐車可



※ 8時～22時、表示線内に限る。

児島市民病院前



※ 7時～19時、表示線内に限る。

岡山県警察本部